

市長部局

令和4年

北秋田市監査委員公告 第2号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和3年度定期監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年3月28日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 山形 聡 伸

北秋田市監査委員 関口 正 則

定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 補助金交付について</p> <p>補助金の交付事務について、過去においては個別事務事業に関する補助金交付要綱・要領・基準等（以下、「交付要綱等」という。）が制定されていなかったため、補助の目的や交付要件などが不透明となっていたが、本監査ではそれぞれの事務事業において交付要綱等が制定され、それに基づいた交付事務を行っていることを確認した。長年の懸案が解消されたことに対して関係各位の取り組みに敬意を表したい。</p> <p>しかしながら、各交付要綱等を見ると特に具体的な補助対象経費が明示されたり、されなかったりしており、各課・係内でも統一されていないことが判明した。補助対象経費のみならず、補助の目的や内容、交付要件、補助金算定基準（補助率）等々を明確化することは、補助金交付（補助事業）に対して理解を得ることになり、更には事務事業執行の適正化にも資するものと思われるため、全庁的に統一感をもった交付要綱等に改正し、補助金交付事務の透明性や公平性の確保に努められたい。</p> <p>また、協定書・合意書に基づき補助金を支出するとしている事例も一部に見受けられた。</p>	<p>(総務課)</p> <p>ご指摘にあるように、各種補助が限られた財源に基づき公費により実施されるものである以上、どのような経費や事業が補助対象であるか、補助基準がいかなるものであるのかについては、市民に対して客観的に説明できるものでなければならず、交付要綱にはこれらの要件が明確化されているべきものと考えます。</p> <p>この点の改善のため、各補助金交付要綱等の制定や改正に当っては、「支出の目的や趣旨、対象事業、補助の要件、補助額・補助率、対象経費」などを必ず明記すること、これらの要件を定める際には具体的な特定を行うことなどについて、今後財政部門、政策部門とも調整の上で補助金に関する指針を提示し、運用の統一を図ってまいります。</p>
<p>(2) 随意契約について</p> <p>随意契約は、競争入札に付する事務を簡素化し、しかも契約の相手方を任意に選定できるという長所がある一方、契約が特定の業者に偏りがちになったり、契約金額が業務の内容に比べて割高になったりするなどの弊害を生みやすいという短所がある。そのため、その実態把握と公正性、透明性、競争性及び経済性の検証や今後の適正事務に資することを目的として、令和2年度に地方自治法第199条第2項に基づく「行政監査」を実施した。また、令和3年3月には「契約事務の手引きについて（令和3年3月3日北秋財030009財政課長通知）」が発出され、地方公共団体における契約の締結は、一般</p>	<p>(財政課)</p> <p>今回の指摘を受け、契約事務の手引きの改正を行い、毎年度行う業務の年度開始前準備行為の方法や、施行令167条の2第1項第5号の適用根拠を明確化し、第5号ではなく第2号を適用するなどの内容を盛り込む予定としています。</p> <p>今後も円滑な契約と事務の効率化を目指し、具体的な適用事例や解釈などを示すなど見直しを行い、適正な運用で公正・公平で透明性のある契約となるよう努めます。</p>

<p>競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項の各号に該当する場合に限り、これによることができるかとされている例外的取扱いであることやその取扱いの留意点などが周知された。</p> <p>しかし、本監査で更に検証したところ、毎年度行っている業務で、かつ年度の開始日（4月1日）を業務開始とする委託契約を、緊急の必要があり、入札に付する暇がないとして施行令167条の2第1項第5号（以下「該当する号」のみを記載。）を根拠とした事例があった。これは会計年度独立の原則から年度開始日に入札や見積徴収を行い、更に契約を締結して業務を開始することは不可能と判断しての第5号適用だと思うが、同号は「災害発生や故障等により緊急的に工事発注や物品購入、役務の提供を受けなければならないとき」、または「急な対応を迫られる業務等により緊急的に物品等を調達し、あるいは役務の提供を受けなければ、明らかに業務の遂行に支障がある場合」などに限られるものと解されており、本事例のような場合には、「年度開始前準備行為」として前年度中に見積徴収を行い、予め準備を進めた上で年度開始日の契約締結及び業務開始に繋げることも一つの方法だと思われる。</p> <p>いずれにしても、本事例の根拠を第5号とすることには疑義を感じるものであり、また施行令第167条の2第1項の何号を根拠としているか曖昧な事例が確認されたことで、契約事務を担当する職員間でもその運用（認識）が統一されていないものと認識するに至った。したがって、適用事例や解釈などを改めて具体的に示すこと等により更なる周知徹底を図り、もって適正な運用で公正・公平で透明性のある契約となるよう努められたい。</p>	
<p>（3）時間外勤務について</p> <p>本監査において本年度上半期の時間外勤務の状況を確認したところ、一部の課・係において特定の職員への偏りが見受けられた。職務内容や人員配置等によりやむを得ない事情も理解で</p>	<p>（総務課）</p> <p>時間外勤務の縮減については、毎週水曜日、金曜日を「ノー残業デー」として、総務部総務課において職員ポータルをもちいた声掛けや見回り等を行い、定時退庁を促すことで職員の時間外勤</p>

市長部局

きるが、時間外勤務の縮減は、業務の効率的な執行や事務事業の平準化、協力体制の確立、適正な人員配置、職員の自覚などの要素が総合的に結びついて実現が可能と思われる。

管理職は、常に職員の健康状態を的確に把握するとともに、効率化や平準化、協力体制等々を念頭に時間外勤務の縮減に努められたい。

また、職員全体に渡って、事務の簡素化や合理化、コスト意識を持って業務に当たるよう努められたい。

務縮減の自覚を促しております。

また、近年の想定外の事案により時間外勤務が余儀なくされる状況下にあつては、部署を超えて全庁での協力体制を求め、特定の部署、職員へ過大な負担がかからないよう配慮するなど、業務の平準化に努めてきたところであります。

今後も、管理職には時間外勤務命令を必要最小限にとどめること及び職員の心身の健康に最大限の配慮をするよう周知し、より一層の業務の効率化や平準化を行うよう引き続き働きかけるとともに、適切な職員配置に努め、人事評価制度や研修実施による職員育成等、多方面からの時間外勤務削減に取り組んでまいります。